

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年8月14日
【四半期会計期間】	第46期第3四半期（自平成24年4月1日至平成24年6月30日）
【会社名】	株式会社T K C
【英訳名】	T K C Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 角 一幸
【本店の所在の場所】	栃木県宇都宮市鶴田町1758番地
【電話番号】	(028) 648 - 2111
【事務連絡者氏名】	代表取締役 副社長執行役員 経営管理本部長 岩田 仁
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区揚場町2番1号
【電話番号】	(03) 3235 - 5511
【事務連絡者氏名】	代表取締役 副社長執行役員 経営管理本部長 岩田 仁
【縦覧に供する場所】	株式会社T K C東京本社 (東京都新宿区揚場町2番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第45期 第3四半期連結 累計期間	第46期 第3四半期連結 累計期間	第45期
会計期間	自平成22年 10月1日 至平成23年 6月30日	自平成23年 10月1日 至平成24年 6月30日	自平成22年 10月1日 至平成23年 9月30日
売上高(百万円)	40,640	40,288	53,635
経常利益(百万円)	5,083	5,885	5,421
四半期(当期)純利益(百万円)	2,778	2,939	3,000
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	2,796	3,086	2,706
純資産額(百万円)	52,036	53,817	51,945
総資産額(百万円)	63,210	66,171	67,037
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	104.03	110.14	112.33
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	-	110.10	-
自己資本比率(%)	80.4	79.3	75.6

回次	第45期 第3四半期連結 会計期間	第46期 第3四半期連結 会計期間
会計期間	自平成23年 4月1日 至平成23年 6月30日	自平成24年 4月1日 至平成24年 6月30日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	35.67	58.63

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には消費税等(消費税及び地方消費税をいう。以下同じ)は含まれておりません。
3. 第45期第3四半期連結累計期間及び第45期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 第45期第3四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

経営成績

株式会社T K C及びその連結子会社等4社を含む連結グループの当第3四半期連結累計期間における経営成績は、売上高が40,288百万円（前年同四半期連結累計期間比（以下、前期比）0.9%減）、営業利益は5,747百万円（前期比16.6%増）、経常利益は5,885百万円（前期比15.8%増）、四半期純利益は2,939百万円（前期比5.8%増）の業績となりました。

当第3四半期連結累計期間の売上高は、計画どおりに推移しています。前第2四半期連結累計期間末の売上高は前期と比較して大きく減少しましたが、当第3四半期連結累計期間では、地方公共団体事業部門において、住民基本台帳法改正をはじめとする各種制度改正に対応したシステム改修業務が前期と比較して大幅に増加したことにより、前年並みの売上高を確保するとともに、営業利益・経常利益・四半期純利益に関し前期実績を超える結果となりました。また、第4四半期は、各部門ともに前期実績を超える売上計上を予想していること、マイクロソフトの新しいパソコンOSであるWindows8の提供に備えた開発用ハードウェアの購入、クラウドサービス拡充に備えた設備の増強、さらに、ホストシステムの処理効率の向上を目的とした設備の増強等を予定していることから、平成24年9月期の連結業績予想につきましては、平成23年11月11日に開示した連結業績予想、売上高53,800百万円（前期比0.3%増）、営業利益5,300百万円（前期比1.6%増）、経常利益5,500百万円（前期比1.4%増）、当期純利益3,100百万円（前期比3.3%増）に変更はありません。

当期における部門別の売上高等の推移は以下のとおりです。

1. 当社グループの当第3四半期連結累計期間の業績の推移

(1) 会計事務所事業部門の売上高の推移

会計事務所事業部門における売上高は27,836百万円（前期比0.6%減）、営業利益は3,717百万円（前期比18.5%増）の業績となりました。なお、営業利益の増加率が高い理由は、前期に、東日本大震災で被災した顧客を支援するため、コンピュータ・サービス料金等の無償化や見舞金の支払いをしたことに加え、日本赤十字社に対して義捐金を支出しましたが、当期はこれが無かったことによるものです。

T K C会員事務所向けのコンピュータ・サービス売上高は、前期比0.2%減となりました。これは、T K C会員の関与先企業向け自計化システム（「F X 2シリーズ」等）の導入件数増加に伴い、ホストコンピュータからの管理会計帳表出力が減少していることによります。一方、「統合型会計情報システム（F X 4クラウド）」をはじめとするクラウドサービス売上が伸長し、ホストコンピュータ出力帳表の減少をカバーしています。

自計化システムに係るソフトウェアレンタル売上高は前期比4.7%増となりました。これは、一般法人向けの「戦略財務情報システム（F X 2）」や「統合型会計情報システム（F X 4クラウド）」の受注が堅調であったこと、平成24年4月施行の社会福祉法人の新たな会計基準に対応したシステムの利用法人数が増加したこと等によるものです。

システムコンサルティング売上高は前期比13.3%増となりました。これは、法人向けクラウドシステムの立上支援料収入が増加したこと、平成24年1月より運用を開始した「OMS用T I S Cバックアップサービス」について、東日本大震災の発生以降「情報セキュリティの確保」「事業継続の確保」への関心の高まりから、多くの会員事務所より当サービスの申し込みがあったこと等によるものです。

T K C会員事務所及びその関与先企業向けのパソコン、サーバ等のハードウェア売上高は、前期比13.7%減となりました。これは、中堅企業向け統合型会計情報システム「F X 4」をクラウド方式で運用する「F X 4クラウド」に変更し、従来のC / S方式によるサーバ等のハードウェアの販売を停止したことによるものです。

(2) 地方公共団体事業部門の売上高の推移

地方公共団体事業部門における売上高は10,003百万円（前期比0.6%減）、営業利益は1,899百万円（前期比8.7%増）の業績となりました。なお、営業利益の増加率が高い理由は、利益率の高いシステム改修に係る売上が前期と比較して大幅に増加したことによります。

市区町村向けのコンピュータ・サービス売上高は、前期比3.4%減となりました。これは、市町村合併等により顧客市区町村数が減少したことによるものです。

市区町村向けのA S Pサービス売上高は、前期比20.0%増となりました。これは、地方税電子申告に関連するA S Pサービスが平成23年4月から稼働開始したことによるものです。

市区町村向けのソフトウェア製品売上高は、前期比47.7%増となりました。これは、法制度改正等に伴うシステム改修業務が前期と比較して大幅に増加したことによるものです。

コンサルティング・サービス売上高は、前期比73.3%減となりました。これは、平成23年1月から開始された地方税電

子申告の「国税連携サービス」に関し、前期に690団体に対して初期導入コンサルティング業務を行いました。これが終了したことによるものです。

(3) 印刷事業部門(子会社:東京ラインプリンタ印刷株式会社)の売上高の推移

印刷部門における売上高は2,448百万円(前期比4.6%減)、営業利益は128百万円(前期比269.3%増)の業績となりました。なお、営業利益の増加率が高い理由は、積極的な内製化への取り組みにより、前期と比較して外注費の抑制ができたことによります。

ビジネスフォーム関連の売上高は、前期比5.2%の減少となりました。これは、ビジネス帳票の需要減退を背景に受注数量が減少したことによるものです。

D P S (データプリントサービス) 関連商品の売上高は、前期比2.0%の減少となりました。これは、第2四半期及び第3四半期において前期比売上増となったものの、第1四半期の売上減少回復までには至らなかったことによるものです。

2. 今夏の電力不足に対する対応について

当社では今夏の電力不足対策として、電力供給不足が見込まれている4つの電力管内のうち栃木、大阪、福岡に所在する統合情報センターに移動電源車をレンタル配備(7月17日~9月29日の約3か月間)しました。

これにより、電力制限(電気事業法第27条電気の使用制限等)、計画停電(一定期間の停電発生)、災害停電(被災拠点の電気喪失)といった電力供給不足により想定される、統合情報センターでのオンラインリアルタイム処理並びに会計帳表等の印刷処理の停止や遅延を防止します。

なお、来年に向けた継続的な支援体制として本年末をめどに移動電源車2台を自社で保有し、東日本と西日本の2か所に配備する予定です。

3. 会計事務所事業部門の事業内容と経営成績

当社の会計事務所事業部門は、会社定款に定める事業目的の「会計事務所の職域防衛と運命打開のため受託する計算センターの経営」に基づいて、当社の顧客である税理士または公認会計士(以下、T K C会員)が組織するT K C全国会(平成24年6月30日現在の会員数10,172名)との密接な連携のもとで事業を展開しています。

(注) T K C全国会については、『T K C全国会のすべて』またはT K Cグループホームページ(<http://www.tkc.jp/>)をご覧ください。

(1) T K C全国会の重点活動テーマ

T K C全国会は、平成25年12月までの統一行動テーマとして「いまこそ、社会の期待に応えよう! ~めざせ! 中小企業のビジネスドクター~」を掲げ、以下の重点活動テーマと行動指針を決定し、全国で20のT K C地域会とともに積極的な活動を展開しています。

重点活動テーマ

- 1) 中小企業の経営力・資金調達力の強化を支援する
- 2) 適時・正確な記帳に基づく信頼性の高い決算書の作成を支援する
- 3) 会計事務所の業務品質と経営効率のさらなる向上を図る

行動指針

- 1) 経営者の計数管理能力向上に向けた自計化の推進
- 2) 継続M A Sシステムを活用した経営助言の実践
- 3) 記帳適時性証明書の決算書への添付件数拡大
- 4) 「中小企業の会計に関する基本要領(中小会計要領)」への準拠
- 5) 巡回監査支援システムの活用による巡回監査の質的向上
- 6) 巡回監査に基づく書面添付の実践件数拡大
- 7) O M Sのフル活用による事務所管理体制の構築
- 8) 関与先のトータル・リスク管理指導

これらの活動は、国税庁や中小企業庁、金融庁が実施する施策に平仄を合わせて、厳しい経済状況のなかで、「企業が自ら勝ち残ることができる企業力(戦略的経営力)」の強化を支援することを目的として実施しているものです。

当社では、こうしたT K C全国会の活動が日本の中小企業の生き残りや成長発展へとつながり、またT K C全国会の社会的認知度の向上にもつながるものと認識し、システムの拡充や人的支援などを積極的に行ってまいります。

(2) 社会から高まる税理士への期待

政府は平成24年6月21日に「中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律(中小企業経営力強化支援法)」を成立させました。これは、中小企業の経営力の強化を図るため、中小企業の支援事業を行う者(中小企業支援者、金融機関、税理士法人等)を認定し、その活動を後押しするための措置、中小企業の海外展開を促進するため、中小企業の海外子会社の資金調達を円滑化するための措置を講ずるものとされています。

これに先立ち中小企業庁では、金融庁をはじめとする関係省庁とともに「戦略的経営力」及び「地域経済の活性化」について検討を進め、平成24年3月に、その「中間取りまとめ」を発表しました。ここでは中小企業のあるべき姿として、「厳しい内外環境を勝ち抜く自立的な中小企業」を掲げ、そのために強化すべき主な戦略的経営力に、成長のための知恵・知識・ノウハウ、資金の確保・調達力、財務経営力、国際競争に耐えうる技術力・人材が必要であるとしています。また、その具体的施策の第一には、「経営支援の担い手の多様化・活性化」が挙げられてお

り、「中小企業に対して高度かつ専門的な経営支援を行う金融機関や税理士事務所等を取り込む」とされました。

さらに戦略的経営力の強化において、とりわけ必要なものは「財務経営力の強化」であるとし、当面の資金繰りの改善等を図るだけでなく「企業リスクと潜在力を的確に把握した上での成長支援的な金融の仕組みの構築」が重要と述べています。その前提として、中小企業に会計の定着を図り、会計の活用を通じた経営力の向上を図る、決算書の信頼性を確保して、資金調達力の向上を促進させることが不可欠であり、そのための施策として、平成24年2月に中小企業庁及び日本商工会議所、企業会計基準委員会、金融庁から同時に公表された「中小会計要領」を軸に据えた支援のあり方が示されました。この普及においても税理士への期待が高まっています。

なお、当社では平成25年4月までに関連するすべてのシステムについて「中小会計要領」への対応を行い、T K C 会員の活動を支援してまいります。

(3) 「中小企業の経営力・資金調達力の強化を支援する」ための活動

「F X 2 シリーズ」と「T K C 継続M A S システム」の推進

前述の「中間取りまとめ」においては、「中小企業者に対して、自らの経営状況（P / L、B / S等）や資金繰りへの説明能力を高める」ことや、「期中管理（経営計画や資金計画の作成等）」の実施が重要とされています。これは、まさにT K C 全国会が長年にわたり推進してきた中小企業支援の諸活動と軌を一にしています。

当社では、こうした中小企業経営者を支援するツールとして、自社の経営状況をタイムリーに把握するとともに、経営改善計画のモニタリングを支援するF X 2 シリーズと、経営改善・経営革新計画（中期経営計画）と次期経営計画（短期経営計画）の策定支援を行うT K C 継続M A S システムの利用拡大に注力しています。当期においては前期に引き続き重点事務所に対する「自計化推進会議」の開催支援や会員関与先企業への同行訪問による利用促進活動を実施しました。

平成24年6月30日現在、F X 2 シリーズは約16万社の関与先企業において利用されており、T K C 継続M A S システムは約6,800事務所利用されています。

T K C 全国会が行う「T K C 経営改善計画策定支援サービス」に対する支援

T K C 全国会では、税理士への社会からの期待に応えるため、平成22年10月1日に「T K C 経営改善計画支援プロジェクト」を発足し、金融機関と連携した中小企業の経営改善支援活動を行っています。この活動を通じてT K C 全国会は、全国150金融機関（平成24年6月30日現在）との業務提携を行い、全国の提携金融機関に対する「役職員向け研修会」や、金融機関が主催する「企業向けセミナー」への講師派遣、金融機関の取引先に対する「経営改善計画の策定支援」等を積極的に展開しています。

当社ではこうした活動を支援するため、T K C 会員が中小企業に対して経営改善支援を行う際に、インターネットを通じて『T K C 経営指標』を閲覧できるようT K C グループホームページへ「B A S T 閲覧サービス」を開設しました。また、金融機関においても本サービスをご利用いただけるよう提携金融機関に対してIDを発行しています。

(4) 「適時・正確な記帳に基づく信頼性の高い決算書の作成を支援する」ための活動

「記帳適時性証明書」の提供

当社では、T K C 会員が作成する決算書の信頼性を高め、関与先企業の円滑な資金調達に貢献することを目的として、平成21年9月より「記帳適時性証明書（会計帳簿作成の適時性（会社法第432条）と電子申告に関する証明書）」を発行しています。この証明書は、過去の仕訳及び勘定科目残高の遡及処理（追加・訂正・削除）を禁止している当社の「データセンター利用方式による財務会計処理」の特長を活かしたものであり、T K C 会員が毎月、関与先企業に出向いて正しい会計記帳を指導（巡回監査）しながら、月次決算、確定決算並びに電子申告に至るまでのすべての業務プロセスを適時に完了したことを株式会社T K C が第三者として証明するものです。

金融機関は、貸出先である中小企業に対して「経営改善計画」の策定支援や経営相談・指導、その後の継続的な「モニタリング」といったコンサルティング機能を発揮することが求められています。そのため、こうしたコンサルティングの基礎資料となる会計帳簿が、T K C 会員による巡回監査での指導のもとで適時に作成され、月次決算が行われていることを客観的に証明する記帳適時性証明書に対して金融機関からの注目が高まっています。

(5) 「会計事務所の業務品質と経営効率の向上を図る」ための活動

「税理士事務所オフィス・マネジメント・システム（O M S 2 0 1 0）」の利用促進

税理士事務所においては、国税及び地方税の電子申告の推進や月次巡回監査の完全実施、税理士法第33条の2に規定する書面添付の実践等に加えて、税理士法第41条（業務処理簿の作成）を遵守するための事務所体制の構築がこれまで以上に求められています。

このため、当社では会員事務所のICT利用環境の整備により、業務の統合化とペーパーレス化、PDCAの推進による生産性と業務品質の向上、業務処理簿の自動作成や使用人等に対する監督義務の履行支援を目的とするO M S 2 0 1 0 の利用を促進しています。

また、平成24年1月5日からは「O M S 用T I S C バックアップサービス」の提供を開始しました。これはO M S 2 0 1 0 のサーバに格納されているデータを、イントラネットを通じて最高度のデータ・セキュリティ体制を備えたT K C のデータセンター（T I S C）に毎日バックアップするサービスです。これにより、会計事務所が、万が一、火災や自然災害等に見舞われた場合でも、業務を維持・継続させるためデータの安全性を確保することが可能となります。O M S 用T I S C バックアップサービスは、提供開始以来、平成24年6月30日までの約6か月間で約2,000事務所から利用申し込みをいただいています。

「法人決算申告システム(T P S 1 0 0 0)」の提供

平成24年6月1日に、復興特別法人税や平成23年度・平成24年度の税制改正に対応した平成24年度T P S 1 0 0 0の提供を開始しました。特に復興特別法人税への対応においては、複数の申告書(別表)の入力データを一元化することで復興特別法人税申告書の作成要否を自動的に判定する「復興特別法人税申告書の自動作成機能」の搭載や、復興特別所得税の入力ミスをチェックする機能について高い評価をいただいています。

(6) 「TKCの新しい経営戦略2020」

当社は、平成32年を目標年次とする事業戦略「TKCの新しい経営戦略2020」に基づき、TKC会員事務所のさらなる発展を支援するための活動を展開しています。

関与先の拡大支援

1) 「TKCグループホームページ」を利用した関与先拡大支援

TKC全国会と株式会社TKC共通のホームページ(<http://www.tkc.jp/>)に「税理士ご紹介コーナー」を設置し、TKC会員の関与先拡大を支援しています。当期においては、コンテンツの充実をなお一層図るとともに、税理士を探す企業経営者を対象とした広告活動の展開、TKC会員のホームページの作成・運用を支援する「TKC会員事務所向けホームページ毎月更新サービス」を強化しました。

2) 年商規模が小さい法人の増加とこれらの関与先拡大支援

『平成21年経済センサス 基礎調査』(総務省)によれば、わが国の法人企業約178万7,000社(非農林漁業)のうち、10人未満の小規模企業は約136万3,000社と全法人の76.3%を占めています。また国税庁の「売上階級別の法人数の推移」では、売上規模の低い階級の企業数は年々増加する一方で、他の売上階級の企業数は減少に転じています。

このような現状を踏まえ、当社では年商1億円突破を目標とするような法人向けの自計化システムとして、平成24年4月2日に「e21まいスター」の提供を開始しました。

e21まいスターは、会計・給与・請求をワン・パッケージとしたシステムで、経理事務をされる方が毎日システムを利用したくなる機能(玉手箱機能)も搭載しています。

提供開始直後に全国約300会場で開催した発表説明会には、約8,000名のTKC会員及びTKC会員事務所の職員が参加しました。e21まいスターは、平成24年6月30日現在で約1,900社にご利用いただいています。

3) 中堅・大企業市場における関与先拡大支援

上場企業を中心とする中堅・大企業市場においては、歴史的な円高や国内需要の縮小、あるいは新興国需要の拡大など諸問題が相まって、製造業を中心に海外へ製造・研究開発拠点を移転する企業が増えています。このことは企業グループの子法人や製造拠点・営業所等の業績にも影響を及ぼすことから、組織再編や欠損金の有効活用といった視点で連結納税制度適用の動きも活発となっており、その裾野はいまや中堅・大企業から中小企業へと拡大しています。

一方、会計分野においては平成23年6月以降、金融庁・企業会計審議会がIFRSの強制適用について見直す議論を進めていますが、現時点では最終的な結論が示されていません。しかしながら、昨今、任意適用を表明あるいは適用を視野に入れ決算月の変更を行う企業は増加する傾向にあります。また、事業のグローバル化を背景に企業の競争力強化が欠かせなくなったいま、経営強化を図るためグループ全体を見据えた予算管理や管理会計へのニーズも高まってきました。

こうしたことを背景に、中堅・大企業ではできるだけコストや手間をかけずに適法・適正な会計処理と税務申告を行える業務システムへの関心が高まっています。そこで、当社では中堅・大企業向けに「TKC連結グループソリューション」(連結会計システム「eCA-DRIVER」、連結納税システム「eConsoliTax」、税効果会計システム「eTaxEffect」、法人電子申告システム「ASP1000R」、統合型会計情報システム「FX5」)を開発・提供し、平成24年6月30日現在で1,800企業グループ・9,000社に利用されています。また、これらのシステムを利用する企業実務担当者が相談できる身近な専門家としてTKC会員を紹介することで、事業目的に掲げる「会計事務所の職域防衛と運命打開」の実現を目指しています。

当期においては、TKC全国会中堅・大企業支援研究会(平成24年6月30日現在の会員数は1,008名)と連携して中堅・大企業を対象に税務や会計に関する各種セミナーを開催したほか、TKC連結グループソリューションの強化・拡充に努めました。

4) TKC全国会研究会への支援活動

TKC全国会では、公益法人、社会福祉法人、病院・診療所など(以下、非営利法人)個々の分野の会計と税務に精通したTKC会員による研究会を組織し、TKC会員による非営利法人の経営改善に向けた活動を支援しています。

なかでも、社会福祉法人においては、平成24年度より新「社会福祉法人会計基準」が施行されたことから、TKC全国会社会福祉法人経営研究会では「社福研新会計基準対策プロジェクト」を組織し、TKC会員向け研修会や社会福祉法人向けセミナーの開催など積極的な活動を展開しています。また、平成24年3月30日には小規模社会福祉法人に特化した財務会計システム「TKC社会福祉法人会計データベース」と、中・大規模社会福祉法人向け統合型会計情報システム「FX4クラウド(社会福祉法人会計用)」の提供を開始しました。FX4クラウド(社会福祉法人会計用)は、平成24年6月30日現在で約170法人に採用されています。

優良関与先の離脱防止

年商5～50億円規模の中堅企業を対象とする「統合型会計情報システム（F X 4クラウド）」を利用する企業が急速に拡大しています。本システムは、T K C 会員事務所が関与先企業に対してこれまで以上に付加価値の高い業務を提供することで、優良関与先の離脱防止を図ることを目指して平成23年6月に提供したものです。また、平成24年6月30日からは当社システムの特長の一つである記帳適時性証明書の発行も開始しました。F X 4クラウドは平成24年6月30日現在で、1,230企業グループ・2,000社に採用されています。

T K C 会員事務所の経営承継を支援

税理士業界全体の高齢化が進むなかで、経営承継はT K C 会員事務所においても避けて通れない問題であることから、「T K C 会員事務所承継支援室」を設置し、T K C 全国会総務委員会の指導のもとで、T K C 会員の円滑な事業承継を支援し、T K C 全国会の事業目的「5. 会員相互の啓発、互助及び親睦」の実現に向けた活動を行っています。

(7) 法律情報データベースの市場拡大

法律情報データベース「L E X / D B インターネット」は、明治8年の大審院判例から直近に公開されたすべての法律分野にわたる23万3,130件（平成24年6月30日現在）の判例等を収録しています。また、L E X / D B インターネットを中核コンテンツとする総合法律情報データベース「T K C ローライブラリー」には80万4,000件を超える文献情報、34の「専門誌等データベース」を収録し、T K C 会員事務所をはじめ大学・法科大学院、官公庁、法律事務所、特許事務所、企業法務部など、平成24年6月30日現在で1万3,600件を超える機関に利用されています。

当期においては、法律事務所を中心とする一般市場の販売促進活動に注力しました。特にぎょうせい社との共同販売体制の強化の一環として、同社と法律事務所実務セミナーの共催や、判例・法令・文献情報を統合したT K C ローライブラリーの基本サービスセットと4月に提供を開始した「交通事故民事裁判例集Web」、「交通事故損害賠償事例データベース」の販売促進に取り組んでいます。

一方、アカデミック市場では、学生の減少や補助金削減等により厳しい経営環境におかれている法科大学院を支援するため、コストパフォーマンスの高い「T K C 法科大学院教育支援システム・ロースクールパッケージ」の継続利用の推進を図るとともに、同パッケージに含まれる学生の自学自習を支援する「基礎力確認テスト」「短答式過去問題演習トレーニング」の機能強化を行いました。加えて、6月には「論文演習セミナー」の提供を開始し、その利用促進に注力しています。また、修了生向けサービスである「修了生サポートシステム」を平成24年度版から全面リニューアルし、機能強化とサービス拡充を図りました。これにより、法科大学院の教育側のニーズと法曹を目指す学生・修了生の利用者側のニーズを取り込んだサービスを整備し、法科大学院の法曹育成への支援体制を強化してまいります。

さらに、平成22年6月から開始した「T K C ローライブラリー（海外版）」の代理店販売は、大韓民国の政府機関やロースクール等16機関（平成24年6月30日現在）で利用され、年々増加しています。そして本年5月からは新たに台湾司法院でも利用が開始され、今後海外での利用拡大も見込まれています。

4. 地方公共団体事業部門の事業内容と経営成績

当社の地方公共団体事業部門は、会社定款に定める事業目的（第2条第2項：「地方公共団体の行政効率向上のため受託する計算センターの経営」）に基づき、行政効率の向上による住民福祉の増進を支援することを目的に、専門特化した情報サービスを展開しています。

(1) 「T K C 行政クラウドサービス」の開発・提供

クラウドコンピューティング時代における地方公共団体向けソリューションとして、平成24年3月に、中規模団体（人口50万人まで）を対象とする「T K C 行政クラウドサービス」の提供を開始しました。

T K C 行政クラウドサービスは、住民向け・基幹系・庁内情報系の各サービスを支援する「T A S K クラウドサービス（T A S K . N E T）」と、納税通知書などの大量一括処理を支援する「T A S K アウトソーシングサービス」により構成されるものです。クラウドコンピューティングの高い柔軟性や拡張性、安全性などの特長を最大限に活かしたT K C 行政クラウドサービスの構築により、財政規模の小さい地方公共団体でも最小のコストで、最適な業務プロセスを実現できるよう支援します。

なお、T A S K クラウドサービスは平成24年3月19日から山形県真室川町及び栃木県那珂川町で本稼働し、その商談が急増しています。

(2) 地方税の電子申告への対応

当社では、他社に先駆けて「T A S K クラウド地方税電子申告支援サービス」の提供を開始し、アライアンス・パートナー契約を結ぶ全国の地方公共団体向けシステム・ベンダー41社とともに提案活動を展開しています。その結果、本サービスは、平成24年6月30日現在で686団体に利用されており、そのうち518団体において地方税の電子申告の受付が実施されています。

(3) 「電子行政サービスの利用率向上」への対応

当社では、総務省が住民の利便性向上と住民基本台帳カードの多目的利用の一環として推進する「コンビニエンスストアにおける証明書等の交付」を実現するシステムとして、「T A S K クラウド証明書コンビニ交付システム」を提供しています。これは全国の市区町村を対象にクラウド型によって展開する初のサービスです。

(4) 法律及び制度改正等への対応

「T A S K クラウド公会計システム」の開発・提供

当社では、T A S K クラウド公会計システムの機能強化を図るとともに、固定資産の評価や管理、台帳整備の実務

を支援する「T A S Kクラウド固定資産管理システム」、行政経営におけるPDCAの確立を支援する「T A S Kクラウド行政評価システム」（仮称）などサブシステムの拡充に取り組んでいます。

当期においては新規提案活動に加え、当社財務会計システムの既存利用団体に対してT A S Kクラウド公会計システムへのリプレース提案活動を推進しました。

また、財務書類の作成において多くの市区町村が「総務省方式改訂モデル」を採用している現状を踏まえ、従来の公会計制度である決算統計データを取り込むだけで総務省方式改訂モデルに準拠した財務書類を作成できる「T A S Kクラウドかんたん財務書類システム」を提供し、平成24年6月30日現在で47団体に利用されています。

「住基法改正システム研究会」の活動支援

「住民基本台帳法の一部を改正する法律」の施行（平成24年7月9日）に向け、平成23年6月21日、1府6県にまたがる16市町の実務担当者が集まり「住基法改正システム研究会」を組織しました。当研究会では、総務省が主宰する「外国人住民に係る住民基本台帳制度への移行に関する実務研究会」の成果等を踏まえ、法改正後の最適な業務プロセスを支援する汎用性の高い住基システムの検討を行いました。

当社では事務局としてシステム研究会の運営を支援するとともに、研究成果をもとに「T A S Kクラウド住基システム」の改修・機能強化を進め、平成24年6月に提供を開始しました。

「T A S Kクラウド公営企業会計システム」の開発・提供

平成26年度より地方公営企業において新会計基準が適用されることから、当社では法令で定める会計処理及び企業管理者の意思決定を支援するシステムとして「T A S Kクラウド公営企業会計システム」を開発し、平成24年4月より提供を開始しました。

5. 印刷事業部門の事業内容と経営成績

当社の印刷事業部門は、ビジネスフォームの印刷及びデータプリントサービス（D P S）事業を軸に製造・販売を展開しています。

当第3四半期は前期比98%の売上、第2四半期においては前期比105%の売上推移となったものの、ビジネス帳票の受注数量減少、大口定期商品の失注、スポット商品の中止等による第1四半期の売上減少を回復するまでには至りませんでした。

・財政状態

当第3四半期連結会計期間末における資産・負債及び純資産の状況は次のとおりです。

1. 資産の部について

当第3四半期連結会計期間末における総資産は、66,171百万円となり、前連結会計年度末67,037百万円と比較して866百万円減少しました。

（1）流動資産

当第3四半期連結会計期間末における流動資産は、27,978百万円となり、前連結会計年度末28,291百万円と比較して312百万円減少しました。

その主な理由は、「その他」に含まれている繰延税金資産が減少したこと等によるものです。

（2）固定資産

当第3四半期連結会計期間末における固定資産は、38,192百万円となり、前連結会計年度末38,746百万円と比較して、553百万円減少しました。

その主な理由は、有形固定資産が減少したこと等によるものです。

2. 負債の部について

（1）流動負債

当第3四半期連結会計期間末における流動負債は、7,920百万円となり、前連結会計年度末10,791百万円と比較して、2,871百万円減少しました。

その主な理由は、買掛金及び賞与引当金が減少したこと等によるものです。

（2）固定負債

当第3四半期連結会計期間末における固定負債は、4,433百万円となり、前連結会計年度末4,300百万円と比較して、133百万円増加しました。

その主な理由は、退職給付引当金が増加したこと等によるものです。

3. 純資産の部について

当第3四半期連結会計期間末における純資産合計は、53,817百万円となり、前連結会計年度末51,945百万円と比較して1,871百万円増加しました。

その主な理由は、四半期純利益が計上されたこと等によるものです。

なお、当第3四半期連結会計期間末における自己資本比率は79.3%となり、前連結会計年度末75.6%と比較して3.7ポイント増加しました。

事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

研究開発活動

当第3四半期連結累計期間における当社グループの研究開発費の総額は372百万円であります。

また、当第3四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	60,000,000
計	60,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成24年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成24年8月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	26,731,033	26,731,033	東京証券取引所市場第一部	単元株式数100株
計	26,731,033	26,731,033	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成24年4月1日～ 平成24年6月30日	-	26,731,033	-	5,700	-	5,409

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成24年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成24年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 76,500	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 26,605,200	266,052	-
単元未満株式	普通株式 49,333	-	-
発行済株式総数	26,731,033	-	-
総株主の議決権	-	266,052	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が600株(議決権の数6個)含まれております。

【自己株式等】

平成24年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社 T K C	栃木県宇都宮市鶴田町1758番地	71,000	-	71,000	0.27
株式会社 T K C 出版	東京都千代田区九段南4丁目8番8号	5,500	-	5,500	0.02
計	-	76,500	-	76,500	0.29

2【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 役職の異動

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
取締役	執行役員 地方公共団体事業部長	取締役	執行役員 地方公共団体事業部担当	湯澤正夫	平成24年1月1日
取締役	執行役員 地方公共団体事業部クラウド事業推進本部長	取締役	執行役員 地方公共団体事業部新規事業戦略本部担当	飛鷹 聡	平成24年1月1日

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成23年10月1日から平成24年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年9月30日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	19,083	19,118
受取手形及び売掛金	5,872	6,474
たな卸資産	611	425
その他	2,790	2,021
貸倒引当金	67	61
流動資産合計	28,291	27,978
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	6,432	6,133
土地	6,415	6,415
その他(純額)	2,464	1,944
有形固定資産合計	15,312	14,493
無形固定資産	1,258	1,242
投資その他の資産		
投資有価証券	3,768	3,808
長期預金	13,200	13,800
差入保証金	1,369	1,380
その他	3,837	3,490
貸倒引当金	-	22
投資その他の資産合計	22,175	22,457
固定資産合計	38,746	38,192
資産合計	67,037	66,171
負債の部		
流動負債		
買掛金	3,125	1,573
短期借入金	40	75
未払金	3,219	3,095
未払法人税等	1,063	630
賞与引当金	2,529	1,117
その他	813	1,427
流動負債合計	10,791	7,920
固定負債		
長期借入金	-	21
退職給付引当金	3,385	3,479
その他	914	932
固定負債合計	4,300	4,433
負債合計	15,091	12,353

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年9月30日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,700	5,700
資本剰余金	5,409	5,409
利益剰余金	40,522	42,287
自己株式	38	143
株主資本合計	51,592	53,253
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	887	770
その他の包括利益累計額合計	887	770
新株予約権	-	30
少数株主持分	1,240	1,303
純資産合計	51,945	53,817
負債純資産合計	67,037	66,171

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年10月1日 至平成23年6月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年10月1日 至平成24年6月30日)
売上高	40,640	40,288
売上原価	15,978	14,659
売上総利益	24,662	25,628
販売費及び一般管理費	19,734	19,881
営業利益	4,927	5,747
営業外収益		
受取利息	37	25
受取配当金	76	83
受取地代家賃	26	26
持分法による投資利益	2	8
その他	17	20
営業外収益合計	161	165
営業外費用		
支払利息	3	2
自己株式取得費用	-	0
貸倒引当金繰入額	-	22
その他	0	1
営業外費用合計	4	26
経常利益	5,083	5,885
特別利益		
貸倒引当金戻入額	4	-
段階取得に係る差益	-	7
特別利益合計	4	7
特別損失		
固定資産売却損	1	0
固定資産除却損	18	19
投資有価証券売却損	-	35
投資有価証券評価損	2	43
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	208	-
特別損失合計	230	98
税金等調整前四半期純利益	4,857	5,795
法人税、住民税及び事業税	1,514	1,899
法人税等調整額	567	931
法人税等合計	2,081	2,830
少数株主損益調整前四半期純利益	2,776	2,964
少数株主利益又は少数株主損失()	2	24
四半期純利益	2,778	2,939

【四半期連結包括利益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年10月1日 至平成23年6月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年10月1日 至平成24年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	2,776	2,964
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	20	121
持分法適用会社に対する持分相当額	0	0
その他の包括利益合計	20	121
四半期包括利益	2,796	3,086
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	2,796	3,056
少数株主に係る四半期包括利益	0	29

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自平成23年10月1日 至平成24年6月30日)
(1) 連結の範囲の重要な変更 当第3四半期連結会計期間末より、持分法適用関連会社であった株式会社スカイコムは、株式を追加取得したことにより持分が増加し、子会社に該当することとなったため、連結の範囲に含めております。
(2) 持分法適用の範囲の重要な変更 当第3四半期連結会計期間末より、株式会社スカイコムは、株式を追加取得したことにより持分が増加し、連結子会社となったため、同社を持分法の適用範囲から除外しております。

【追加情報】

当第3四半期連結累計期間 (自平成23年10月1日 至平成24年6月30日)
(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用) 第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。
(法人税率の変更等による影響) 「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が、平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以降開始する連結会計年度より法人税率が変更されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の40.4%から37.8%に、復興特別法人税適用期間終了後は、35.4%に変更されます。この結果、繰延税金資産(繰延税金負債の金額を控除した金額)が429百万円、その他有価証券評価差額金が44百万円それぞれ減少し、法人税等調整額(借方)が384百万円増加しております。

【注記事項】

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年10月1日 至平成23年6月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年10月1日 至平成24年6月30日)
減価償却費	2,002百万円	1,819百万円
のれんの償却額	-百万円	22百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自平成22年10月1日至平成23年6月30日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年12月22日 定時株主総会	普通株式	587	22	平成22年9月30日	平成22年12月24日	利益剰余金
平成23年5月10日 取締役会	普通株式	587	22	平成23年3月31日	平成23年6月20日	利益剰余金

当第3四半期連結累計期間(自平成23年10月1日至平成24年6月30日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年12月22日 定時株主総会	普通株式	587	22	平成23年9月30日	平成23年12月26日	利益剰余金
平成24年5月10日 取締役会	普通株式	586	22	平成24年3月31日	平成24年6月18日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成22年10月1日至平成23年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	会計事務所 事業	地方公共団 体事業	印刷事業	合計		
売上高						
(1) 外部顧客への売上高	28,008	10,064	2,567	40,640	-	40,640
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	25	-	1,485	1,510	1,510	-
計	28,034	10,064	4,052	42,151	1,510	40,640
セグメント利益	3,138	1,748	34	4,921	5	4,927

(注)1. セグメント利益の調整額5百万円は、セグメント間取引消去額及び棚卸資産の調整額等であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第3四半期連結累計期間(自平成23年10月1日至平成24年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	会計事務所 事業	地方公共団 体事業	印刷事業	合計		
売上高						
(1) 外部顧客への売上高	27,836	10,003	2,448	40,288	-	40,288
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	21	0	1,465	1,487	1,487	-
計	27,858	10,003	3,914	41,775	1,487	40,288
セグメント利益	3,717	1,899	128	5,745	1	5,747

(注)1. セグメント利益の調整額1百万円は、セグメント間取引消去額及び棚卸資産の調整額等であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(企業結合等関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年10月1日 至平成23年6月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年10月1日 至平成24年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	104円03銭	110円14銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	2,778	2,939
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額 (百万円)	2,778	2,939
普通株式の期中平均株式数(千株)	26,710	26,690
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	-円-銭	110円10銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	-	10
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(注) 前第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

平成24年5月10日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 中間配当による配当金の総額 586百万円

(ロ) 1株当たりの金額 22円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日 平成24年6月18日

(注) 平成24年3月31日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行っております。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年 8月13日

株式会社 T K C
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 上 林 三子雄 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 毛 利 篤 雄 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 善 方 正 義 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社 T K C の平成23年10月1日から平成24年9月30日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成23年10月1日から平成24年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社 T K C 及び連結子会社の平成24年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。